

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人 福井仁愛学園

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年2月1日～平成26年3月31日までの3年2か月間

2. 内 容

目標1 出産、育児に関する保護制度の理解促進を図る。

《対策》

平成23年2月～ 制度の詳細を検討し、資料を収集する。

平成23年4月～ 管理者研修を実施

妊娠中、産後の健康確保及び育児についての労基法、
育児介護休業法、雇用・社会保険法等における保護制度の
理解促進を図る。

平成23年7月～ 職場でのミーティングや学内メールにより、出産、
育児に関する保護制度の浸透を図る。

目標2 年次有給休暇の計画的取得の促進のための措置の徹底を図る。

《対策》

平成23年2月～ 年次有給休暇の計画的取得に向けて、学内メール等
を活用して周知・啓発を進める。

目標3 子育て支援に係る制度の周知により、職員の育児参加意識の醸成を図る。

《対策》

平成23年4月～ ・妻の出産時の父親である職員の特別休暇や育児休暇
の取得の促進を図る。

・小学校就学前の子どもに予防接種や健康診断を受け
させるため、取得することができる看護休暇の利用促進
を図る。

・小学校就学前の子を養育するため取得することができる
特別休暇の利用促進を図る。

平成23年5月～ 職場でのミーティングや学内メールにより、育児休
業等の子育て支援制度の浸透を図る。